

22 (交) 019
2022年8月 2日

青山学院大学
学長 阪本 浩 殿

大学運営に関する要望書

青山学院大学教職員組合
中央執行委員長 吉田健三

以下の8点について、大学執行部に要望いたします。
2022年9月末日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

- 1、改正高年齢者雇用安定法への対応について
- 2、教授会や各種委員会へのオンライン開催について
- 3、私大助成増額に向けた本学における取り組みについて
- 4、今後の授業のあり方（対面・オンライン等）における展望について
- 5、新任教員の研究室環境の整備について
- 6、検収制度について
- 7、障がいを持つ学生を支援する教員の負担軽減について
- 8、入試手当について

1、改正高年齢者雇用安定法への対応について

令和3年（2021年）4月1日より「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の改正法が施行され、定年を70歳に延長するなどの「就業機会確保措置」が努力義務化された。他の私立大学においてはすでに定年、あるいは再雇用制度の活用を通じて、本人の希望により、70歳まで就労できる環境が整備されつつある。一方で、定年の延長は、給与・退職金の引き下げの口実となりうること、また組織の年齢構成などの観点から慎重な議論が必要な論点である。特に前者の懸念については組合員の職員の間で根強くある。

以上の状況を踏まえ、本組合では、定年延長を時代の趨勢と捉え、まず教学組織においてこの方向への働きかけを行いたい。ただ、この問題については教学活動、組織運営、若手の機会確保その他検討すべき問題が多くあることも予想される。したがって、組合から法人に直接要求するのにも先立ち、教学組織においてこの論点について十分に検討を、少なくともその体制の構築をお願いしたい。具体的には、学長、あるいは副学長を長とし、本

学における定年延長の方策の検討、また他大学の情報の調査を目的とする諮問委員会の設置を要求したい。なお、委員会の構成員について具体的な要求はないが、学部、キャンパス、年齢層を超えて幅広い意見や実情を集約できる体制が望ましいと考えている。以上の組織における討議の結果を受け、組合も法人に要求をしていきたい。

2、教授会や各種委員会のオンライン開催について

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教授会を含む多くの会議がオンラインで実施されている。オンライン会議は、対面会議の機能を完全に補うものではないものの、大学教員の活動実態、効率性その他の数多くのメリットがあるように思われ、また教員の多くがすでにこの状況に適応しているように思われる。ただ、オンライン会議が恒常化している現状が、臨時的なものであるか、今後も継続するものであるか定かではない。組合としては、感染防止の一時的なものではなく、平常時の措置として、会議参加者の合意が得られる限りにおいて、オンライン会議が継続できる体制の確保を求めたい。具体的には、オンライン会議の実施に関する内規（オンライン会議実施の条件や異議申し立て）の制定を求めたい。

3、私大助成増額に向けた本学における取り組みについて

上部団体である東京私大教連より、私大助成増額に向けた署名の協力要請を受けている。大学によっては、大学の書類への同封など、大学の協力を得て実施しているところがあり、本学においてもそのような措置を求めたい。（大学として別途私大助成増額に向けた取り組みがあるならば、また別問題と考える。）

4、今後の授業のあり方（対面・オンライン等）における展望について

オンライン授業を今後どのように位置づけるのか、長期的方針を明示してほしい。オンライン授業はコロナ禍による代替的な講義方法であり、恒常的には対面講義を行うのが原則なのか、オンライン授業の方が有効な講義科目については恒常的にオンラインにするのか。対面講義を行いつつ、それをオンラインでも聞けるような方式が望ましいのか。こうした長期的な方針が決まらなると、どのような方向で設備や人員を充実させていけばよいかを考えることができないため、今後の長期的方針をお示しいただきたい。もちろん現在のところ長期的な方針は明確になっておらず、今後、現場との話し合いを経て決めていくということあれば、そうであることを教えていただきたい。

5、新任教員の研究室環境の整備について

新任教員が着任時に研究室に入る際、教育・研究を開始するに十分な環境が整っていない事例が複数報告されている。例えば、4月5日まで研究室に荷物を搬入できない、補修が終わっていないなどである。これから新しいメンバーとして働こうという方々に、意欲をそぐような扱いは好ましくない。

退職する方々が研究室を退去するのが遅いからかもしれないが、ならばそのルールから整えていくべきである（例えば、学部長・学科長のような重要な役職についている者を除き、2月末を退去期限とする、など）。

6、検収制度について

研究費の適切な執行という目的に合致する範囲内で、検収制度の合理化・効率化を提案したい。例えば、オンライン申請を可能な範囲で認めること、Amazon等の通販業者と提携し、Amazon経由で購入したものは物品そのものを確認しなくても検収を通過させる（Amazonとの提携は他大学で例がある）ことなどが考えられる。

7、障がいを持つ学生を支援する教員の負担軽減について

障がいを持つ学生が円滑に講義や実習を受けるために、教員がさまざまな配慮をすることが求められている。それ自体、本学を多様な学生の学びの場とするために必要なことである。しかし、配慮の内容によっては大きな負担となるという声も教員から多く聞かれる。こうした教員の負担軽減のために何ができるのか、検討を始めるべきである。まずは、大きな負担がどこにどのような内容で発生しているかを調査してほしい。

8、入試手当について

コスト削減、またタイプミス防止の観点から、オンライン入稿が推奨されている。このオンライン入稿をさらに促す措置として、またそれに伴う負担に対する手当として、オンライン入稿を行った場合のコンピーナ手当について、10,000円増額するなどの措置をお願いしたい。

また、出題チームのコンピーナは非常に責任が重く、また長期にわたるので、事実上2人コンピーナ体制を取るところも現れている。入試業務の責務を鑑み、2人コンピーナ体制をお認めいただき、然るべき手当を設定していただきたい。

以上